

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月
宇部市立岬小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、岬小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

（1）本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育目標が示す「学び合い、支え合って生きる」を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮して対応します。

（3）いじめの分類

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知するもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめを起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

※進行したいじめへの組織的対応は、最低4人による指導体制をつくる。

教師A（担任） 教師B（教師Aの支え） 教師C（さとす） 教師D（傍観者への声かけ）

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじり、いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじり、いじめへの対応）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議を中核として、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

【いじめ問題対策会議の構成員】

リーダー：校長、サブリーダー：教頭
（教職員）教務主任、生徒指導主任、特別支援教育校内コーディネーター、
特別支援教育地域コーディネーター、教育相談担当、養護教諭
（心理や福祉の専門家）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
（保護者や地域住民の代表）学校運営協議会会長、PTA会長、民生児童委員等

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長過程に即した重点的かつ具体的な取組を行います。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

・中学校0学年として、6年生を対象にアンケートを行い不安や悩みを抱える児童にスクールカウンセラーによる個別の教育相談を行います。

ウ 教育相談週間との連携

本校の年3回の教育相談週間を、持ち帰り「いじめアンケート」（保護者回答含む）の実施後に設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	① 聴き合う関係を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。 ② 人権教育・道徳教育・特別支援教育を中核とした心の教育を推進します。 ③ 「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚や言語感覚を育成します。 ④ 「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。 ⑤ 自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組やキャリア教育の推進を図り、子どもたちの心と体の成長を促進します。 ⑥ 集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手にかかわれるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童が、集団活動が苦手な児童の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。また、全教職員が、カウンセリングマインドで的確な児童理解ができるよう研修を深めていきます。 ⑦ 特別支援教育サブセンター校として、障害のある児童と障害のない児童が交流及び共同学習をするとともに、どの子にも学ぶ喜び、分かる楽しさを感じさせ、確かな学力の定着を図るユニバーサルデザインを意識した授業を行います。 ⑧ 平成25年12月に制定した「岬っ子こころいっぱい宣言」を、児童会において再度見直しを図り、毎日、朝の会で唱和するとともに、宣言の内容を実践していく取組を計画的に行います。 ⑨ <u>各学級で傍観者を作らない互いに修正し合える集団作りに努めます。</u> ⑩ <u>外遊びを通して児童が関わり合える環境を整え、人間関係作りを促します。</u> ⑪ 保護者も対象として、情報モラルに関する学習を、毎年計画的に行います。 <u>※情報モラルについて学年で考える機会をつくることで、子どもたちの意識を高めます。</u> ⑫ <u>昼休みや登下校の見守りを地域の方々と一緒に行います。</u> ⑬ <u>地域の民生委員や市の家庭教育支援事業と連携した悩みを相談できるサロンを個人懇談時に開催します。</u>
	① 誰にも相談できない児童がいるのではないかと認識の下、日常の観察や声かけを行い、迅速・適切・効果的な対応（組織的対応等）を図ります。 ② 「こころスッキリアンケート（週1回）」（悩み相談）を実施します。 ③ 児童対象持ち帰り方式「いじめアンケート」を年2回実施します。

いじめの 早期発見	④保護者回答「いじめ等相談アンケート」を年3回実施します。 ⑤<u>年3回、(6月、10月、1月)</u>「ことばアンケート」を実施し、生活指導の改善や児童理解に努めます。 ⑥いじめが潜在化・偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動や服装の乱れなどに留意します。 ⑦いじめにつながる事案など気になることが発生した場合、連絡会等で情報の共有を図るとともに、全教職員で見守り、対応できる体制をつくります。 ⑧特別支援学級に在籍する児童や、特別な支援を必要としている児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守り、支援する体制を図ります。 ⑨教育相談ポスト(通称：ポストン)の設置や教育相談室での対話を実施することで、相談しやすく落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整えます。 ⑩休み時間の見守りや昼食時の指導等は、全教職員で連携して行います。 ⑪学校等にも相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを学校だよりなどで周知します。 ⑫いじめアンケートの結果をまとめ、年3回開催のいじめ問題対策会議で、現状を把握し、問題となる事案があれば対応を検討します。
いじめの 早期対応	① いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。 <u>※校内連携体制の強化</u> <u>連絡会において生活アンケートを基にした各学級の児童の様子についての共有をする。</u> ② いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応、聴き取り等により、状況等の詳細を把握し、管理職に報告するとともに、連絡会等で全教職員で情報の共有を行います。 ③ 把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。 ④ いじめを受けている児童が相談しやすい教職員が対応を行います。 ⑤ 生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている児童への対応を行います。 ⑥ 複数の教職員で、周囲の児童への対応を行います。 ⑦ 担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等、複数の教職員が、いじめを受けている児童の保護者へ誠意をもって対応を行います。 ⑧ 全家庭への対応が必要な場合は、管理職が、PTA等との協議等を行います。 ⑨ 重大性・緊急性により、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。 ⑩ 保護者・地域との共同の対応が必要な場合をはじめ、必要に応じていじめ問題対策会議を開催し、迅速かつ適切な対応を協議します。

イ 家庭や地域との連携

家庭との連携	○いじめ問題に対する学校の毅然とした姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。 ○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを構築していきます。 ○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。 ○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。 ○必要に応じて家庭教育学級等にて、CAPプログラムなどのいじめ防止等に関する研修の機会を設けます。 ○いじめアンケートの公表を行い、地域総ぐるみのいじめ対策に努めます。 ○ノーメディアデーの設定等について、PTAと連携した取組を進めます。
地域との連携	○定期的に学校公開日（週間）を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めます。 ○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。 ○学校運営協議会等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。

（２）インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

ア 実態把握

生活アンケートを実施し、携帯電話や通信機能を有するゲーム機器等の使用状況の把握と未然防止に努め、問題事案が発覚した場合は、保護者と連携して問題解決に当たります。

イ 未然防止

正しくメディアと付き合う良さを授業や講話を通して伝える。

保護者の方にも子ども用のタブレットを使っていただく機会を設け、どこまでできる機能があるのか知っていただく。

ウ 家庭との連携による対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度な流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて、家庭とともに対応します。

（３）発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめへの対応

・教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を保護者と連携を取りながら対応します。

・児童が障害の特性を理解できるよう学級指導や全校指導を行い、障害のある児童がかかわるいじめの未然防止に努めます。また、発生した場合は、情報を正確に確認し必要に応じて、個別指導や学級指導、全校指導を行います。

4 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会・警察へ報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、本校「いじめ防止基本方針」の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。

いじめ事案対応フローチャート

山口県教育庁学校安全・体育課

① 情報入手

《いじめ事案の情報源》

- 【内部情報】 児童生徒及び保護者からの訴え、生活アンケート、教育相談、日常の観察等
- 【外部情報】 地域、関係機関等



② 情報共有

情報を得た教職員

【担任、部活動顧問、スクールカウンセラー（以下SC）等】

・生徒指導主任

・関係児童生徒学年等

管理職

いじめの疑いは一人で抱え込まず情報共有

③ 事実確認・方針検討

（１）いじめ対策委員会の開催①

- 被害・関係児童生徒への聴き取り方法等を検討
- ※いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように（5W1H）

いじめの疑いがある場合は、すみやかに、いじめ対策委員会にて情報共有

（２）被害児童生徒からの事実確認

- 被害児童生徒へ聴き取り
- 被害児童生徒の保護者へ報告
- ※家庭訪問等を行い、被害児童生徒の保護者からの要望を確認するなど被害児童生徒に寄り添った対応

※事案の内容等に配慮した聴き取り方法（例：猥褻事案→女性教員が聴き取り）

（４）いじめ対策委員会の開催②

- 把握した事実の確認
- 今後の対応方針の検討

いじめの認否【別紙参照】
※重大事態の可能性を検討
（いじめ防止対策推進法を確認）

（３）関係児童生徒からの事実確認

- 関係児童生徒へ聴き取り
- 聴き取りを行うことを関係児童生徒の保護者へ連絡
- ※聴き取りは一斉に実施、終了後は保護者へ報告

↑情報整理↓

学校対応いじめ事案

いじめ重大事態

④ 対応・経過観察

《臨時職員会議》

- 教職員への情報共有（事案概要）
- 指導方針（今後の対応等）、懲戒処分等（高校）の検討
- ※職員会議の前に生徒指導部で原案の作成

《被害・加害児童生徒の保護者への事案説明及び謝罪》

- 被害・加害児童生徒の保護者への事案の説明及び謝罪
- 被害児童生徒への支援説明、加害児童生徒への指導及び支援説明（SCとの教育相談等）

《再発防止及び指導・支援》

- SCによる被害・加害児童生徒への教育相談等
- 加害児童生徒への指導
- 学年集会等での全体指導
- 定期的な保護者連絡

【発生から3か月後】
面談等によるいじめの解消を確認

- ①市町教育委員会または山口県教育委員会へ報告
 - ②保護者説明会の開催・報道対応の検討
 - ③被害保護者に調査委員会の設置報告及び調査方針の説明
- ※山口県いじめ防止基本方針のガイドラインを参考
- 【市町教育委員会】
いじめ重大事態に係る発生報告（国様式1、2）の提出
- 【県立学校】
いじめ重大事態に係る発生報告（県立学校用、国様式1、2）の提出

《調査部会（第三者）の設置及び調査》

※主体の判断は教育委員会



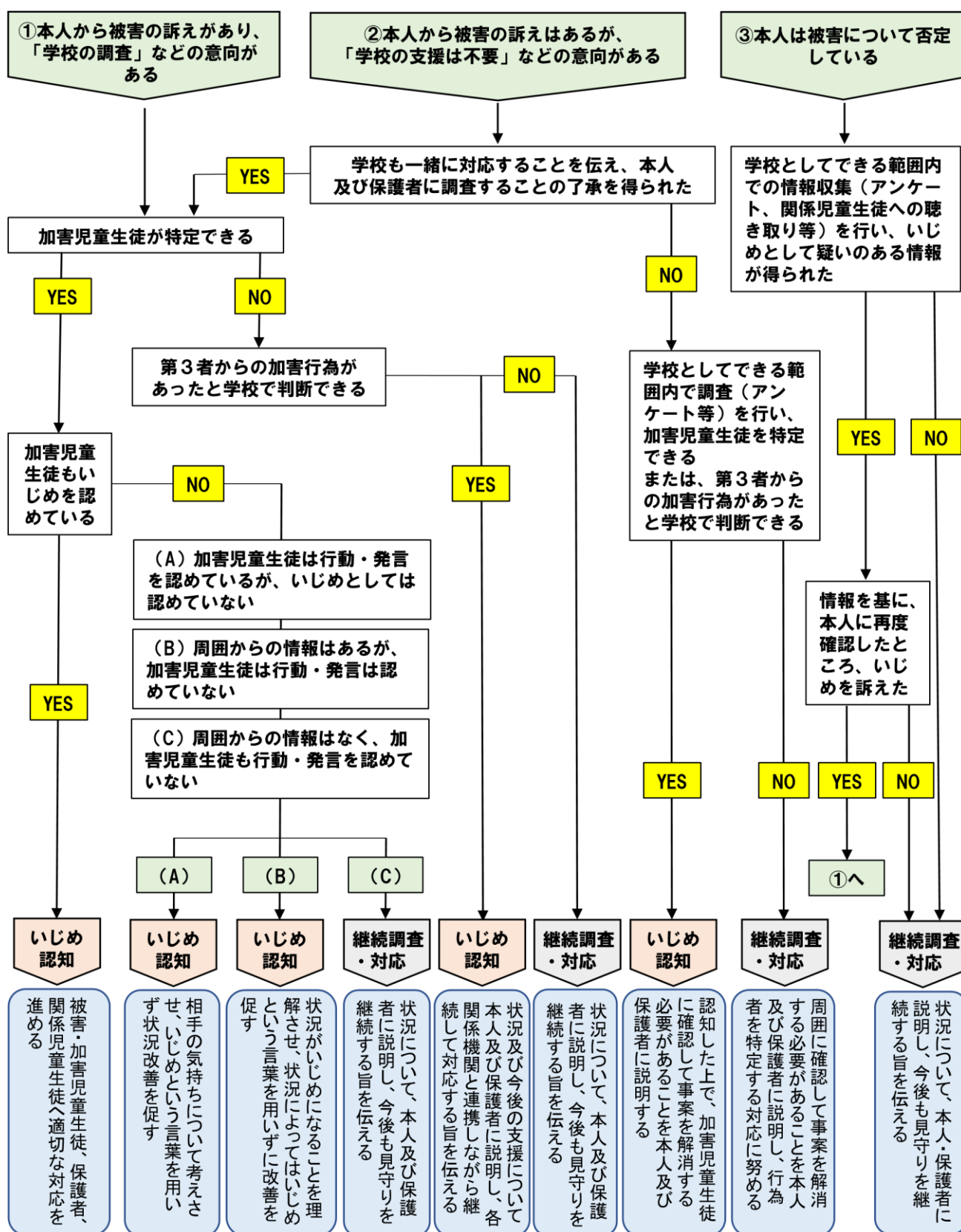
①学校の設置者が主体
学校の設置者が委員（第三者のみ）を選出

②学校が主体
学校組織に第三者（SC、PTA会長、学校運営協議会長等）を加える

《いじめ重大事態調査終了後》

- 【市町教育委員会】
いじめ重大事態報告書（各市町教委用）の提出
- 【県立学校】
いじめ事案調査報告書（県立学校用）の提出

いじめの認知フローチャート 山口県教育庁学校安全・体育課



《いじめ事案の情報入手》

- ①教職員の気付き(日常の観察等)
- ②本人からの訴え(教育相談、生活ノート、生活アンケート等)
- ③本人以外からの訴え(教育相談、生活アンケート、保護者からの訴え等)

SNS等による猥褻・性被害事案 対応フローチャート

山口県教育庁学校安全・体育課

(1) 本人及び保護者等から
被害の訴え

(2) 警察から情報提供

関係教職員と情報共有及び今後の対応について検討

情報を得た教職員
【担任、部活動顧問、ス
クールカウンセラー等】

生徒指導主任
関係児童生徒学年団

管理職

警察の助言を受け、警察の指示を仰ぐ
(情報の提供、保護者への説明等)



被害児童生徒からの聴き取り

【留意点】

①被害児童生徒の性別に配慮した対応

被害者が女子児童生徒の場合は、女性教職員が複数で聴き取りを対応

②SNS等でのやりとりをした内容を保存

※SNSでやりとりした内容及び画像等はスクリーンショットで保存

警察の捜査が終了後、警察の了承を得て、学校で被害児童生徒または加害児童生徒への聴き取り

《情報整理》

教育委員会への報告及び所管警察署への相談

①市町教育委員会または山口県教育委員会へ報告

②所轄警察署に相談し、今後の対応及び画像の拡散防止等について助言を受ける

性犯罪行為等の犯罪行為は画像の拡散などの2次被害を発生させないよう、警察と連携して早期対応を図る

警察の指示で
学校は動くよう
依頼される

YES

(2) へ

NO

被害児童生徒保護者への説明

①事案の説明

②警察等と連携した今後の対応について(被害届の提出等)※被害者が警察に相談することも可能であることを伝える

③被害児童生徒への支援方法

加害児童生徒が特定できる

NO

継続調査・対応

YES

加害児童生徒からの聴き取り

①被害児童生徒の要望に配慮した聴き取り

②警察からの助言を元にした聴き取り

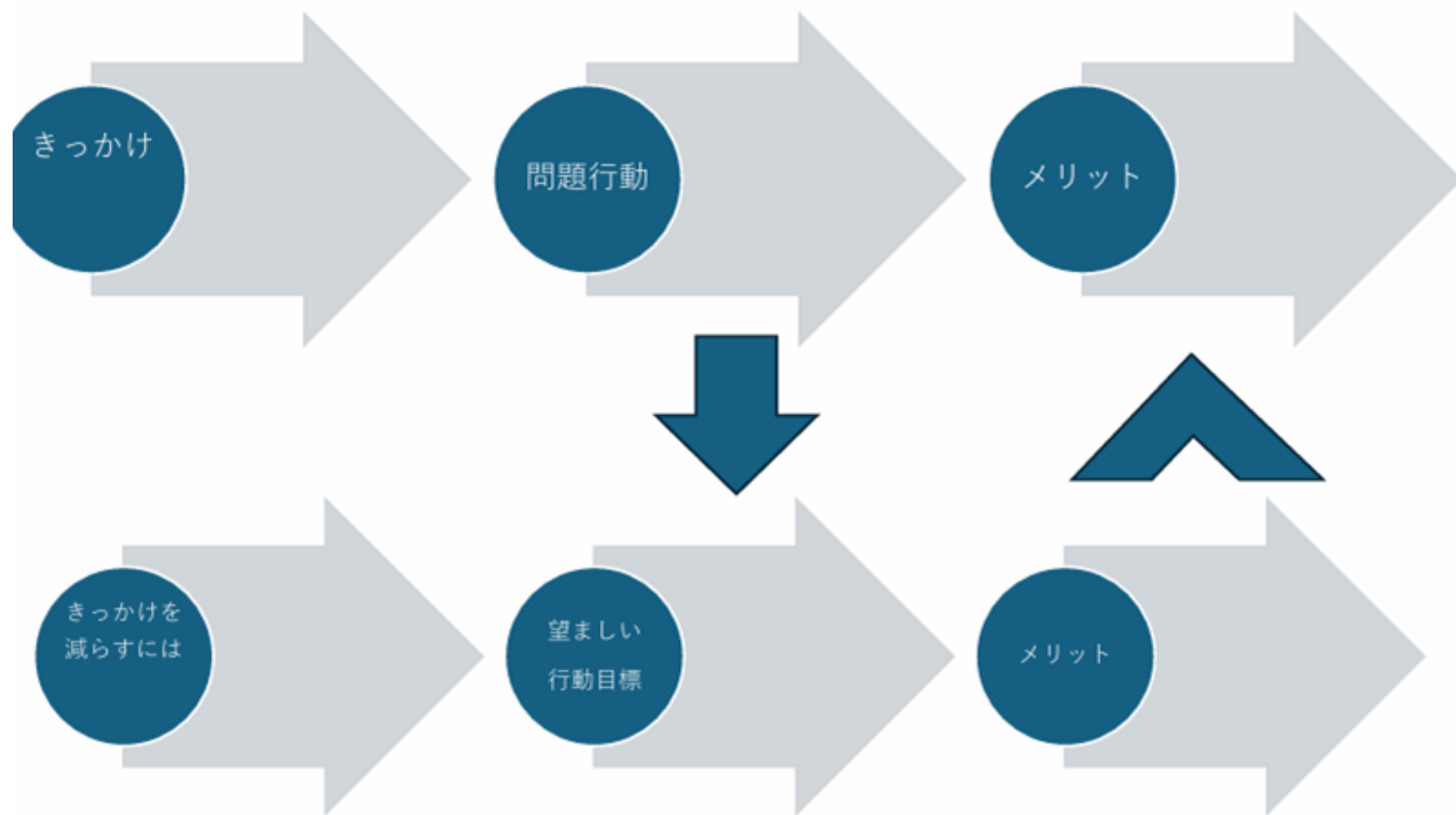
学校は事案の状況について、本人・保護者に説明し、今後も見守りを継続する旨を伝えるとともに、再発防止に向けた取組を検討する

職員会議等で情報共有を図り、今後の支援及び懲戒処分(高校)の検討
【参考資料】「懲戒処分の適正手続き等について(通知)」(H16.1.21)

被害児童生徒の支援
加害児童生徒の指導・支援

専門家(スクールカウンセラー、警察等)と連携しながら、被害・加害児童生徒、保護者、関係児童生徒へ適切な対応を進める

行動支援シート



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p.6～7参照）

チェックポイント	対応
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の中立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	評価
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、城内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、城内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐